

## かけがわ健康づくり実践事業所認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康づくり活動に積極的に取り組む事業所等をかけがわ健康づくり実践事業所として認定することにより、働き盛り世代の健康づくりの推進を図るとともに、健康促進に資する活動の充実強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内の企業、事業所又はその他の団体をいう。
- (2) かけがわ健康づくり実践事業所 健康づくり活動に積極的に取り組む事業所等として市長が認定する事業所等をいう。

### (認定基準)

第3条 かけがわ健康づくり実践事業所の認定基準は、かけがわ健康づくり実践事業所認定チェックリスト（別紙。以下「チェックリスト」という。）に基づく採点結果が60点以上の事業所等であることとする。

### (申請)

第4条 かけがわ健康づくり実践事業所の認定を受けようとする事業所等は、かけがわ健康づくり実践事業所認定申請書（別記様式）に当該事業所等で記入したチェックリストを添付して市長に申請しなければならない。

### (認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定が適当であると認めるときは、当該申請に係る事業所等をかけがわ健康づくり実践事業所として認定するものとする。この場合において、次の各号に掲げるチェックリストに基づく採点結果に応じ、当該各号に掲げる認定等級に区分するものとする。

- (1) 80点以上 AAA
- (2) 70点以上80点未満 AA
- (3) 60点以上70点未満 A

### (認定証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による認定をしたときは、当該事業所等にかげがわ健康づくり実践事業所認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 認定証の様式、規格その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(認定証の表示)

第7条 かけがわ健康づくり実践事業所は、前条の規定により認定証の交付を受けたときは、当該認定証を次に掲げる方法により表示することができる。

- (1) かけがわ健康づくり実践事業所内の見えやすい場所への配置
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他の広告物（電磁的方法を含む。以下同じ。）への掲載

(実績報告)

第8条 かけがわ健康づくり実践事業所は、毎年4月30日までに前年度分の健康づくり実践に係る実績を書面にて市長に報告するものとする。

(有効期間等)

第9条 第5条の規定による認定の有効期間は、認定日から認定日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

- 2 市長は、かけがわ健康づくり実践事業所からの申請があったときその他必要があると認めるときは、前項の有効期間を更新することができる。
- 3 第4条の規定は、前項の申請について準用する。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、かけがわ健康づくり実践事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所に対し、認定を取り消した旨及びその理由を文書により通知するものとする。

- (1) 事業所等が事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) かけがわ健康づくり実践事業所から認定の取消しの申出があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) その他かけがわ健康づくり実践事業所の認定が適当でないと認めるとき。

- 2 前項の規定によりかけがわ健康づくり実践事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに認定証を市長に返還するとともに、パンフレット、チラシ、ポスター、看板その他の広告物への掲載を中止しなければならない。

(かけがわ健康づくり実践事業所の公表)

第11条 市長は、かけがわ健康づくり実践事業所の名称その他必要な情報を広報紙への掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

